

## 費用負担領域

小学校跡地という施設を活用し、運営するにあたって、一般的に必要なと考えられる費用について、事業者および施設所有者である本市との負担領域（定期建物賃貸借を想定）について、以下のとおりとする。

### 7-1 イニシャルコスト（施設運営前に発生する費用）

| 負担者   | 費用項目                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 運営事業者 | ・ 事業に伴う改修・改装に要する費用                   |
|       | ・ 都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用 |
|       | ・ その他施設運営前に必要な費用                     |

### 7-2 ランニングコスト（施設運営中に発生する費用）

| 負担者   | 費用項目   |
|-------|--|
| 運営事業者 | ・ 貸付料  |
|       | ・ 施設全体にかかる光熱水費                                     |
|       | ・ 施設全体にかかる修繕費                                      |
|       | ・ 施設全体にかかる清掃費・ゴミ処理費<br>※運動場を含めた校舎敷地内の除草や立木に伴う費用も含む |
|       | ・ 施設全体にかかる警備費                                      |
|       | ・ 施設全体の設備又はこれに類する機器の維持管理費                          |
|       | ・ 施設全体にかかる法定点検費                                    |
|       | ・ その他事業に伴う維持管理費                                    |
|       | ・ その他事業に伴う改修・改装に要する費用                              |
|       | ・ 都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用               |
| 本市    | ・ 損害賠償責任保険にかかる費用・事業に伴う公租公課                         |
|       | ・ 施設の大規模修繕費用（外壁改修工事、屋上防水工事）                        |
|       | ・ 土地、建物等に関する公租公課                                   |